

街頭消火器設置のお願い

三鷹市では、火災発生時にすぐ火を消せるよう、市内各所に街頭消火器の設置を進めています。開発などに伴う戸建て住宅の減少や、建替えに伴うブロック塀の撤去により、設置数は年々減少しています。

震災時の火災対策にも有効な街頭消火器について、自宅周辺に無い場合に設置場所を提供していただける方がいましたら、三鷹市総務部防災課へご連絡ください。

設置にあたり

設置にあたっては、その場所の所有者の承諾を得ています。

設置工事の際は、委託業者が事前に都合の良い日時を電話等で確認します。

工事内容は格納箱を壁面等にネジ等で固定をします。

(格納箱の大きさ：縦 61 cm×横 23.5 cm×奥行き 16.3cm)

なお、消火器は格納箱に入れた状態で壁面等に固定します。



【格納箱】

設置基準

- ・ 消火器の設置間隔は、原則として120㍍です。
道幅が12㍍以上又は交通量の多い道路には、道路の両側に設置する場合があります。
ただし、これらは地域の実情に応じて考慮します。
- ・ 消火器は、道路からよく見え容易に取り出せるとともに、通行等の障害にならない場所に設置しています。
なお、設置の高さは地面から1㍍から1.5㍍程度にしています。

維持管理

街頭消火器の維持管理は市が委託した業者が実施しています。

この維持管理には消火器の薬剤詰替え、新規設置及び清掃等があります。



ご意見・ご質問等ありましたら、下記までご連絡ください。

三鷹市総務部防災課
電話 0422-24-9102 (直通)

三鷹市長

街頭消火器設置の承諾書

(設置場所の所有者)

住所：

氏名：

印

TEL：

私の所有・管理する以下の場所に、街頭消火器を設置することを承諾いたします。

設置住所	三鷹市
案内図及び設置位置指示図	